

## 学位授与後の博士論文を「学習院学術成果リポジトリ」に公表するまでの流れ

### (課程博士・論文博士共通)

学位授与後1ヶ月以内

「学位論文(博士)の公表許諾書」(様式-1)を学生センター教務課に提出。(研究科委員長の印は学生センター教務課で依頼、主査の印は学位授与者が依頼)学位授与後1ヶ月以内に提出すること。

公表する博士論文全文は、審査に合格した時点のものであること(文部科学省の定義)。



学生センター教務課より、主査にEメールにて論文審査の結果の要旨データを提供依頼。



学位授与後3ヶ月以内

提出された「学位論文(博士)の公表許諾書」(様式-1)は、学生センター教務課が決裁を取り、その後、大学図書館で確認の後、学位授与日から3ヶ月以内にリポジトリ登録をおこなう。

(基本的には申請時に提出するCD-ROM(主論文の内容の要旨)のデータを使用)

⇒ 学位規程第25条、第26条により内容の要旨および論文審査の結果の要旨については学位授与日から3ヶ月以内に全文については学位授与日から1年以内に公表しなければならない。



学位授与後6ヶ月以内

**博士論文製本(2部) 提出期限: 学位授与から6ヶ月以内**

法学・政治学・経済学・経営学研究科…法経図書館用1部、大学図書館用1部

人文科学研究科…人文科学研究所用1部、大学図書館用1部

自然科学研究科…理学部図書室用1部、大学図書館用1部

全文が学位授与から1年以上経過してもやむを得ない事由で公表できない場合は以下の

①～③を行うこと

①全文データが公開できる日まで、別途要約を作成。大学図書館でリポジトリ登録し公表  
→学位授与から1年以内

②国立国会図書館内のみ閲覧可のデジタルデポジットシステムで全文データを送信  
または、製本を送付(いずれも大学を通しておこなう)

→学位授与から1年以内

③やむを得ない事由が解消されたら、学生センター教務課へ連絡する(すでに提出している全文データを大学図書館でリポジトリ登録し公表する)



学位授与後1年以内

大学図書館で学習院学術成果リポジトリに公表された主論文の内容の要旨および博士論文全文は、国立国会図書館が自動的に収集する。



大学図書館より公表済みの知らせが届き次第、教務課より学位授与者本人、論文審査委員にEメールにてお知らせする。